

申告会場でもマイナンバーカード申請のお手伝いをします！

14ページの申告会場でも申請のお手伝いをしますので、この機会に、ぜひマイナンバーカードをお申し込みください。

持参するもの

- ▶ 個人番号カード交付申請書 (通知カードの下部部分)
※交付申請書がない人は、申告会場での受け付けはできません。
- ▶ 本人確認書類 (運転免許証など)
- 市民課窓口でも引き続き申請を受け付けています。申告会場での受付時間以外の申請や、交付申請書を紛失された人は、市民課窓口へお越しください。



問い合わせ 市民課
(☎内線 1115)



カード申請の流れ

- ① 受付時間 (申告会場)
午前9時～正午
- ② 写真撮影・オンライン申請
※職員が写真撮影と申請を行います。
※いずれも無料です。
- ③ カードの受け取り
申請からカードの受け取りまで1カ月ほどかかります。通知を送付しますので、市民課窓口へ受け取りに来てください。

市・県民税の申告相談・受付を行います

2月16日(金)から3月15日(木)までの申告期間中は、市役所税務課窓口での申告相談・受付はできません。左記の物を用意して、直接、申告会場へお越しください。申告の日程などは下表のとおりです。
※申告書は会場に用意してあります。

問い合わせ 税務課市民税係
(☎内線 1175・1176)



申告で用意する物

- ① 印章 (朱肉を使う物)
- ② 平成29年中の所得の資料
▶ 給与収入や年金収入のある人は源泉徴収票
▶ 報酬や利子・配当などの収入のある人は支払調書
▶ 事業所得・不動産所得のある人は収入と必要経費の明細書 (収支内訳書は、事前に作成しておいてください)
- ③ 平成29年中の控除の資料
▶ 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書 (通知書)
▶ 国民年金保険料の領収書
▶ 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料の控除証明書
▶ 医療費控除を受ける場合は、医療費の領収書 (医療を受けた人ごとに金額を計算しておいてください)
※今回から医療費通知 (医療費のお知らせ) でも申告できます。
▶ 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳など
- ④ 本人名義の預金通帳など (金融機関・口座番号の分かる物)
- ⑤ 次のいずれか
▶ マイナンバーカード
▶ 通知カード+運転免許証などの顔写真の入った身分証明書
▶ マイナンバーの入った住民票写し+運転免許証などの顔写真の入った身分証明書
※扶養する人がいる場合、その人のマイナンバーの分かる物
- ⑥ 税務署からの「確定申告のお知らせはがき」※届いている人のみ
- ⑦ その他、申告で必要と思われる物



市・県民税の申告相談・受付日程表

時間 午前9時～午後4時 (受付開始は午前8時30分)

期 日	対象区域および対象者	申告会場
2月	16日(金) 1区・2区	市役所 (議会棟1階)
	19日(月) 3区・4区・七日市東区	
	20日(火) 7区・中央区・10区～12区・城町区・仲町区・17区・18区	
	21日(水) 19区・20区・曾木区・田篠区	
	22日(木) 君川区・星田区・25区・26区	
	23日(金) 宇田区・田島区	
	26日(月) 黒岩地区	
3月	27日(火) 大島区・上高瀬区・横瀬区・桐淵区・桐淵東区	高瀬公民館
	28日(水) 一ノ宮区・一ノ宮下区	
	1日(木) 神成区・上小林区・宮崎区・神農原区	
	2日(金) 中高瀬区・下高瀬区・内匠区・長久保区・芝宮区	額部公民館
	5日(月) 額部地区	
	6日(火) 桑原区・小桑原区・相野田区・白岩区・後賀区・蕨区	小野公民館
	7日(水) 上高尾区・下高尾区・藤木区	
	8日(木) 白雲区	妙義 中央公民館
	9日(金) 金洞区・金鶏区	
	12日(月) 丹生地区	
	13日(火) 本村区・新光寺区	
	14日(水) 伏見区・高木区	
	15日(木) 南蛇井上区・南蛇井中区・南蛇井下区・中沢区・蚊沼区	

※都合のつかない人は、対象区域以外の申告会場でも申告できます。

ご存じですか？

国民年金の任意加入制度



満額の老齢基礎年金を受け取るには、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければなりません。国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済み期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。

老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済み期間や保険料の免除期間などが10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、65歳になった後も70歳になるまで任意加入することができます。

また、海外に在住する20歳以上65歳未満の日本国籍の人も国民年金に任意加入することができます。

問い合わせ 高崎年金事務所 (☎027-322-4299)

富岡公証役場移転のお知らせ

2月13日(火)から次の場所に移転し、新事務所で業務を行います。従来どおり、遺言のほか、任意後見、不動産賃貸

借、離婚、尊厳死宣言などの公正証書の作成や会社・法人設立のための定款認証にご利用ください。

所在地 富岡 1477-1 (水道会館1階)

問い合わせ 富岡公証役場 (☎64-1075 ※変更なし)

